二(一)　解除に係る保安林の所在場所　三重県伊賀市上阿波字簑輪谷九三〇・九三〇の三・九三〇の八・九三〇の九・九三〇の一〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　指定理由の消滅
三(一)　解除に係る保安林の所在場所　三重県伊賀市上阿波字高良城ノ四　六九八の三二（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県西宮市塩瀬町名塩字土林上五〇〇九の二・五〇一一の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、五〇〇九の四（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県庁及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県湯沢市秋ノ宮字赤石沢一の一〇・一の一一・一の一四・一の一七・一の一八・一の二〇（以上六筆国有林）、一の五（次の図に示す部分に限る。）、一の九、一の一二、一の一三、一の一九、一の二一から一の二四まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町永井字三国六二〇の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町永井字三国六二〇の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県沼田市利根町大原字唐沢一六九六の六、一六九六の七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町藤原字大利根一二七（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町藤原字大利根一二七（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十五号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

第七十七号中「三十二番地の六」を「一番地」に改める。
第二百八十三号中「平沢字鳥ノ子渕四十七番地一」を「金浦字花潟九十三番地一」に改める。
第二百九十号中「中区花川町百十四番地」を「北区都田町八千八百七番地の二」に改める。
第三百二十二号中「矢舞台六十四番地十九」を「大林五百四十七番地一」に改める。
第四百一号中「中央北一丁目一番二号」を「旭町北一丁目一番十九号」に改める。
第四百三十五号中「九百九十二番地十」を「九百九十番地九」に改め、同号の次に次の十号を加える。

四百三十六	奥州地方森林組合	岩手県奥州市江刺区西大通り四番十号　平成二十五年一月
四百三十七	馬場目川水系土地改良区	秋田県南秋田郡五城目町大川下樋口字沼ノ上十二番地一　平成二十五年一月
四百三十八	東瀬戸漁業協同組合	香川県高松市女木町十五番地十七　平成二十五年一月
四百三十九	北信州土地改良区	長野県中野市三好町一丁目三番十九号　平成二十五年三月
四百四十	石狩土地改良区	北海道石狩市八幡二丁目三百三十二番地十一　平成二十五年四月
四百四十一	公益社団法人全国農業共済協会	東京都千代田区一番町十九番地　平成二十五年四月
四百四十二	滋賀県農業共済組合	滋賀県大津市梅林一丁目十四番十七号　平成二十五年四月
四百四十三	京都府農業共済組合	京都府京都市南区東九条西山王町一番地　平成二十五年四月
四百四十四	香川県農業共済組合	香川県高松市三名町字東原五番地六　平成二十五年四月
四百四十五	福岡京築農業協同組合	福岡県豊前市大字荒堀五百番地　平成二十五年四月

○経済産業省告示第百七十号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、核燃料サイクル交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月八日

経済産業大臣　茂木　敏充

核燃料サイクル交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「原子炉設置者」を「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第十七条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下この項において「旧規制法」という。）第二十三条の二第一項に規定する原子炉設置者」に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十六条第一項の規定による同法第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号」を「旧規制法第二十六条第一項の規定による旧規制法第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号」に改める。

附　則

この告示は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。